ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

過去（1964年～94年頃）に、出血をともなう出産や手術を経験した方

止血剤として特定の製剤を使用されたことで、C型肝炎ウイルスに感染した可能性があります

出産や手術での大量出血などの際に、**特定フィブリノゲン製剤**や**特定血液凝固第IX因子製剤**を投与されたこと※により、C型肝炎ウイルスに感染した方（既に治療した方を含みます。）、又はその相続人に対し、症状に応じて以下の**給付金を支給**しています。

※ 心臓などの外科手術時に止血のために使われた「フィブリン糊（のり）」を含みます

1	慢性C型肝炎の進行による肝硬変・肝がん・死亡	または	劇症肝炎（遅発性肝不全を含む）に罹患して死亡	4,000万円
2	慢性C型肝炎			2,000万円
3	無症候性キャリア（1 2 以外）			1,200万円

給付金の請求期限は2028年1月17日まで

フィブリノゲン製剤等や給付金に関する相談・お問い合わせ

0120-509-002

受付時間：9:30～18:00（土・日・祝日・年末年始を除く）

詳しく知りたい方はこちらのウェブサイトへ

C型肝炎　特別措置法　検索